

○厚生労働省令第百三十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一毒物の項第九号及び第十号を次のように改める。

九 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノ（別名ジチアノン）及びこれを含む製剤。た

だし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノ五〇%以下を含むものを除く。

十 削除

別表第一毒物の項第二十号及び第二十号の二を次のように改める。

二十 ヘキサキス（ β ・ β ―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサ（別名酸化フェンブタズ）及びこ

れを含有する製剤

二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
別表第一劇物の項第十一号の九中(79)を削り、(80)を(79)とし、(81)から(146)までを(80)から(145)までとする。

別表第一劇物の項第五十二号から第五十八号の三までを次のように改める。

五十二 ニーメチリデンプタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

五十三から五十八の三まで 削除

別表第一劇物の項第六十一号を次のように改める。

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤

附 則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。